



老発0331第32号

平成27年3月31日

福島県知事 殿

厚生労働省老健局長

(公印省略)

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間
の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第48号。以下「改正省令」という。）が、平成27年3月26日に公布及び施行されたところである。

改正の主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図らねたい。

記

1 改正省令の内容

(1) 要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第8条第1項関係）

東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（※）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第38条第1項に規定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。）及び要支援認定有効期間（規則第52条第1項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ。）については、現在の期間に新たに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算すること。

(※) 双葉郡双葉町及び相馬郡飯舘村の区域に限る。

(2) 当該措置の対象について（第8条第2項関係）

当該措置は、平成27年4月1日から平成27年9月30日までの間に第8条第1項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

2 施行期日

改正省令は、公布の日から施行すること。

○厚生労働省令第四十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十八条第一項(同条第十項において準用する場合を含む。)及び第三十三条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令(平成二十三年厚生労働省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(平成二十七年九月三十日までの間に満了する有効期間に係る特例)

第八条 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(福島県双葉郡双葉町及び相馬郡飯館村の区域に限る。)内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第一項(第四十条第二項において準用する場合を含む。)	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
---------------------------------	------------------------------	--

特例省令第六條第一項の規
定により読み替へられた第
三十八條第一項(第四十一
三十八條を含む)において準
用する

特例省令第六條第一項の規
定により読み替へられた第
三十八條第一項(第四十一
三十八條を含む)において準
用する

特例省令第六條第一項の規
定により読み替へられた第
三十八條第一項(第四十一
三十八條を含む)において準
用する

特例省令第六條第一項の規
定により読み替へられた第
三十八條第一項(第四十一
三十八條を含む)において準
用する

第一号に掲げる期間及び第二号に掲
げる期間を合算して得た期間
を以て得た期間とする

東日本大震災に對する支拂のため
の特別省令第四十一條第一項
の表第三項(第四十一條第一
三十八條を含む)において準
用する

東日本大震災に對する支拂のため
の特別省令第四十一條第一項
の表第三項(第四十一條第一
三十八條を含む)において準
用する

東日本大震災に對する支拂のため
の特別省令第四十一條第一項
の表第三項(第四十一條第一
三十八條を含む)において準
用する

東日本大震災に對する支拂のため
の特別省令第四十一條第一項
の表第三項(第四十一條第一
三十八條を含む)において準
用する

東日本大震災に對する支拂のため
の特別省令第四十一條第一項
の表第三項(第四十一條第一
三十八條を含む)において準
用する

東日本大震災に對する支拂のため
の特別省令第四十一條第一項
の表第三項(第四十一條第一
三十八條を含む)において準
用する

東日本大震災に對する支拂のため
の特別省令第四十一條第一項
の表第三項(第四十一條第一
三十八條を含む)において準
用する

第三十八條第二項(第四十
三十八條を含む)において準
用する

特例省令第六條第一項の規
定により読み替へられた第
三十八條第一項(第四十一
三十八條を含む)において準
用する

特例省令第六條第一項の規
定により読み替へられた第
三十八條第一項(第四十一
三十八條を含む)において準
用する

特例省令第六條第一項の規
定により読み替へられた第
三十八條第一項(第四十一
三十八條を含む)において準
用する

特例省令第六條第一項の規
定により読み替へられた第
三十八條第一項(第四十一
三十八條を含む)において準
用する

第五十二條第一項(第五十
三十八條を含む)において準
用する

同項第二号の期間
を以て得た期間とする

特別省令第四十一條第一項の表
第三項(第四十一條第一三十八
條を含む)において準用する

特別省令第四十一條第一項の表
第三項(第四十一條第一三十八
條を含む)において準用する

特別省令第四十一條第一項の表
第三項(第四十一條第一三十八
條を含む)において準用する

特別省令第四十一條第一項の表
第三項(第四十一條第一三十八
條を含む)において準用する

第一号に掲げる期間と第二号に掲
げる期間を合算して得た期間

(第四十一條第二項を含む)の
期間を以て得た期間とする

特別省令第六條第一項の規
定により読み替へられた第
三十八條第一項(第四十一
三十八條を含む)において準
用する

特別省令第六條第一項の規
定により読み替へられた第
三十八條第一項(第四十一
三十八條を含む)において準
用する

特別省令第六條第一項の規
定により読み替へられた第
三十八條第一項(第四十一
三十八條を含む)において準
用する

特別省令第六條第一項の規
定により読み替へられた第
三十八條第一項(第四十一
三十八條を含む)において準
用する

第一号に掲げる期間を合算して
得た期間

<p>特例省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特例省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特例省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特例省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特例省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特例省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>
<p>第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間を合算して得た期間</p>	<p>特例省令第四條第一項の表第五十二條第二項の項下欄に規定する期間を合算して得た期間</p>	<p>特例省令第四條第一項の表第五十二條第二項の項下欄に規定する期間を合算して得た期間</p>	<p>特例省令第四條第一項の表第五十二條第二項の項下欄に規定する期間を合算して得た期間</p>	<p>同項第二号の期間と十二月間までの範囲内において得た期間</p>	<p>特例省令第四條第一項の表第五十二條第二項の項下欄に規定する期間を合算して得た期間</p>
<p>第五十二條第二項の表第五十二條第二項の項下欄に規定する期間を合算して得た期間</p>	<p>特例省令第六條第一項の表第五十二條第二項の項下欄に規定する期間を合算して得た期間</p>	<p>特例省令第六條第一項の表第五十二條第二項の項下欄に規定する期間を合算して得た期間</p>	<p>特例省令第六條第一項の表第五十二條第二項の項下欄に規定する期間を合算して得た期間</p>	<p>同項第二号の期間と十二月間までの範囲内において得た期間</p>	<p>特例省令第六條第一項の表第五十二條第二項の項下欄に規定する期間を合算して得た期間</p>

2
前項の規定は、平成二十七年四月一日から平成二十七年九月三十日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。
附則
この省令は、公布の日から施行する。

<p>特例省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特例省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特例省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特例省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特例省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特例省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>
<p>規定する期間と十二月間までの範囲内において得た期間</p>	<p>特例省令第四條第一項の表第五十二條第二項の項下欄に規定する期間を合算して得た期間</p>	<p>特例省令第四條第一項の表第五十二條第二項の項下欄に規定する期間を合算して得た期間</p>	<p>特例省令第四條第一項の表第五十二條第二項の項下欄に規定する期間を合算して得た期間</p>	<p>同項第二号の期間と十二月間までの範囲内において得た期間</p>	<p>特例省令第六條第一項の表第五十二條第二項の項下欄に規定する期間を合算して得た期間</p>
<p>第五十二條第二項の表第五十二條第二項の項下欄に規定する期間を合算して得た期間</p>	<p>特例省令第六條第一項の表第五十二條第二項の項下欄に規定する期間を合算して得た期間</p>	<p>特例省令第六條第一項の表第五十二條第二項の項下欄に規定する期間を合算して得た期間</p>	<p>特例省令第六條第一項の表第五十二條第二項の項下欄に規定する期間を合算して得た期間</p>	<p>同項第二号の期間と十二月間までの範囲内において得た期間</p>	<p>特例省令第六條第一項の表第五十二條第二項の項下欄に規定する期間を合算して得た期間</p>